

証券コード 7719
2021年5月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

株式会社 東 京 衡 機
代表取締役社長 竹 中 洋

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月26日（水曜日）午後6時00分（株主総会日時の直前営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月27日（木曜日）午後1時00分
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区三井315番地
株式会社東京衡機試験機 相模原工場 会議室
(新型コロナウイルスの影響により本店所在地に隣接する借会場が使用できない可能性があるため、昨年に引き続き子会社の相模原工場にて開催させていただきます。ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第115期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第115期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示について】

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。なお、上記書類は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっており、本招集ご通知の添付書類は会計監査人および監査役が監査報告を作成するにあたって監査をした対象の一部であります。
- 本株主総会招集ご通知発送後、株主総会の会日の前日までに株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

※ 当社ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.tksnet.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年末に中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症が短期間で全世界に広がり、経済活動や社会生活全般に甚大な影響を及ぼすに至り、海外への渡航規制や日本国内における緊急事態宣言の発出、外出自粛・休業要請等により、企業活動や個人消費が著しく制限されました。その後、政府の各種対策や段階的な経済活動の再開により一部持ち直しが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の拡散は終息せず、第2波、第3波と感染拡大を繰り返し、東京オリンピック・パラリンピックの延期など全世界的に経済活動が深刻なダメージを受ける事態となりました。

このような状況の下、当社グループは、持続的な成長と安定的な収益の確保により企業価値の向上を図るべく、すべての事業において業績の向上・改善に取り組み、3期連続の黒字を達成いたしました。

試験機事業では、製品の高性能化・高機能化等のブラッシュアップや生産工程・パーツの標準化の推進による原価低減等を継続的に実施し、収益基盤の強化を図りました。しかし、当連結会計年度半ば以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、営業活動の制限や製品の据付等の現地工事に対する制約を受けることとなり、また、主要顧客で設備投資予算の凍結・先送り等も発生したことから、前連結会計年度に比べ受注高が低迷し、売上高にも波及いたしました。

商事業業では、一般消費者向けの生活関連商品のうち、量販店向け商品の販売は、訪日観光客が激減したことから大幅に減少したものの、海外向けの商品の販売については、堅調な伸びとなったことから、売上高は前連結会計年度を上回ることとなりました。

エンジニアリング事業では、従前より特許を有するゆるみ止めナット・スプリングについては、高速道路や橋梁、エネルギー関係等の社会インフラ向けや国内建設市場向けに製品の浸透と市場シェアの拡大に努めた結果、社会インフラ向けの販売を中心に比較的堅調に推移し一定の利益を確保したものの、前連結会計年度に比べ売上高・利益ともに下回ることとなりました。

海外事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中国子会社で当連結会計年度前半に半月程度工場操業停止による生産高の減少があり、また、主要販売先の欧米のオフィス家具メーカーでも生産体制に大きな遅れが生じたため、オフィス家具部品の売上高は大きく落ち込みました。こうした中で、売上高の減少に対応すべく、中国国内の企業や日本企業向けの家電部品や生活用品等のプラスチック成型品の受注・売上の拡大に努め、一方、人員の適正化や購買管理の強化などコストの削減を継続的に進めた結果、前連結会計年度に比べ売上高は落ち込んだものの、損益は改善いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,321百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益340百万円（前年同期比18.8%減）、経常利益324百万円（前年同期比13.6%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は303百万円（前年同期比0.2%減）となりました。

事業セグメント別売上高につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
試験機事業	3,437,245千円	46.2%	2,947,764千円	35.4%	△489,480千円	△14.2%
商 事 事 業	2,788,728千円	37.5%	4,460,325千円	53.6%	1,671,596千円	59.9%
エンジニアリング事業	473,676千円	6.4%	389,218千円	4.7%	△84,457千円	△17.8%
海 外 事 業	844,014千円	11.3%	515,233千円	6.2%	△328,781千円	△39.0%
そ の 他	9,990千円	0.1%	8,893千円	0.1%	△1,097千円	△11.0%
消去または全社	△113,998千円	△1.5%	△248千円	△0.0%	113,750千円	-%
合 計	7,439,656千円	100.0%	8,321,187千円	100.0%	881,530千円	11.8%

- (注) 1. 「消去または全社」の項目は、セグメント間の内部売上高の金額であります。
 2. 従前「その他」に含めていた「エンジニアリング事業」は、重要性が増したため区分して表示することといたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しは、全世界に広がった新型コロナウイルス感染症の終息時期については未だ不透明であるものの、各国でワクチンの集団接種がはじまり、米国のバイデン政権の大規模な追加経済対策による景気浮揚効果も期待され、中国の経済成長も着実に回復してきていることから、わが国経済も追従することが見込まれます。

このような状況の下、当社グループといたしましては、試験機事業では、受注高の確保に向け、営業活動と製品・技術開発を一体的に進めるとともに、海外マーケットの開拓やメンテナンス・校正サービスの拡大を目指します。

商事業では、引き続き中国の越境EC（国際的な電子商取引）向け商品の販売を増やしていくとともに、新たな商品の取扱いの検討も含めた利益率の向上を目指します。

エンジニアリング事業では、今後も大阪万博や地方創生事業、災害・老朽化対策などの公共投資の増加が見込まれることから、引き続きゆるみ止めナット・スプリングの市場シェア拡大と既存顧客の深耕を目指し、営業活動と新技術開発に取り組みます。

海外事業では、中国子会社で日本企業向けの生活用品や家電部品等のプラスチック成型品の売上を着実に伸ばしていくことで収益基盤を確立するとともに、中国国内の企業からの新たな注文を獲得することで業績の改善・向上を目指します。

なお、当期の期末配当につきましては、まことに申し訳なく存じますが、現在の財務状況等を踏まえ、引き続き無配とさせていただきます。早期の復配を果たすべくグループを挙げ鋭意努力してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は28百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
㈱東京衡機：勤怠管理システム
㈱東京衡機試験機：ELA形サーボモータ疲労試験機拡販用設備
㈱東京衡機エンジニアリング：振動試験機
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
事業所用不動産（土地・建物）の取得
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響を及ぼすものではありません。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中においては、特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 重要な事業再編等

該当事項はありません。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 (2018年2月期)	第113期 (2019年2月期)	第114期 (2020年2月期)	第115期 (2021年2月期)
売 上 高 (千円)	4,527,001	5,379,629	7,439,656	8,321,187
経 常 損 益 (千円)	△343,504	282,780	375,541	324,328
親会社株主に帰属 する当期純損益 (千円)	△404,005	542,545	303,859	303,193
1株当たり 当期純損益 (円)	△5.67	76.08	42.61	42.52
総 資 産 (千円)	4,052,348	4,358,029	4,318,851	4,468,270
純 資 産 (千円)	896,744	1,434,516	1,740,378	2,041,712

(注) 当社は、2018年9月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っているため、1株当たり当期純損益については、第113期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱東京衡機試験機	50,000千円	100%	試験・計測機器の製造販売
㈱東京衡機試験機サービス	10,000千円	(100%)	試験・計測機器の保守サービス
㈱東京衡機エンジニアリング	50,000千円	100%	ゆるみ止めナットその他の締結部材の製造・販売
無錫三和塑料製品有限公司	825,361千円	100%	プラスチック射出成型品、事務用機器および射出成型金型の製造販売
無錫特可思衡機貿易有限公司	62,500千円	(100%)	家電機器、一般機械、電子機器、試験機等の販売および商品・技術の輸出入

(注) 1. ㈱東京衡機試験機サービスの()内の出資比率は、㈱東京衡機試験機を通じた間接的な出資であります。
2. 無錫特可思衡機貿易有限公司の()内の出資比率は、無錫三和塑料製品有限公司を通じた間接的な出資であります。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

当社グループは、HORIBA Europe GmbH (独) と試験機に関する技術援助契約を締結しております。また、ZwickRoell GmbH & Co. KG (独)、(株)ツビックローエルおよび(株)東京衡機試験機の間で、ZwickRoell社製品の日本国内における販売代理契約を締結しております。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
試験機事業	試験・計測機器および関連機器の製造・販売ならびに修理・メンテナンス、校正、受託試験その他の付帯サービス
商事事業	日用雑貨品、家電品等の商品の仕入、販売および輸出入ならびに各種サービス
エンジニアリング事業	ゆるみ止めナット、ゆるみ止めスプリング、特殊ばね、ボルトその他の締結部材の製造・販売、各種サービス
海外事業	海外子会社におけるオフィス家具部品、自動車関連部品、日用生活品その他の樹脂成型品および家電製品等の製造・販売・輸出入ならびに海外における商品の販売および各種サービス

(9) 主要な営業所および工場

【当社】

名称	所在地
本店	東京都千代田区

【主要な子会社】

名称	所在地
(株)東京衡機試験機	本店 (東京都千代田区) 相模原工場 (神奈川県相模原市緑区) 豊橋工場 (愛知県豊橋市)
(株)東京衡機試験機サービス	本店 (東京都千代田区) 本社 (神奈川県相模原市緑区)
(株)東京衡機エンジニアリング	本店 (東京都千代田区)
無錫三和塑料製品有限公司	本店・工場 (中華人民共和国江蘇省無錫市)
無錫特可思衡機貿易有限公司	本店 (中華人民共和国江蘇省無錫市)

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減数
241名	14名減少

② 当社の従業員

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
14名	1名増加	45.8歳	7.8年

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社きらぼし銀行	224,157千円
川崎信用金庫	153,700千円
株式会社商工組合中央金庫	148,553千円
株式会社三菱UFJ銀行	125,000千円
株式会社愛知銀行	113,674千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

・固定資産（不動産）の取得

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、財務基盤の強化に向け、当社および当社の国内子会社の本店・本社事務所を現在の賃貸事務所から自社所有の不動産に移転することを目的に、神奈川県相模原市所在の不動産（土地・建物）を129,800千円（税込）で取得することを決議し、同日付で不動産売買契約を締結し、2021年3月25日付で引渡しを完了いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,133,791株（自己株式2,929株を含む。）
(3) 株主数 3,028名
(4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	D r e a m B r i d g e 株式会社	21,401百株	30.01%
2	竹 中 洋	3,800百株	5.32%
3	株 式 会 社 A I I N	2,488百株	3.48%
4	J. P. MORGAN SECURITIES PLC	1,716百株	2.40%
5	佐 藤 充 弘	1,592百株	2.23%
6	岡 崎 由 雄	1,050百株	1.47%
7	上 野 拓	930百株	1.30%
8	石 井 照 義	808百株	1.13%
9	山 下 良 久	695百株	0.97%
10	新 沼 吾 史	511百株	0.71%

(注) 上記持株比率の算定においては、発行済株式の総数より自己株式2,929株を控除しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹 中 洋	無錫三和塑料製品有限公司 董事長 ナカタケ(株) 代表取締役
常 務 取 締 役	上 野 正 男	試験機事業担当 (株)東京衡機試験機 代表取締役社長 (株)東京衡機試験機サービス 代表取締役社長
常 務 取 締 役	平 田 真 一 郎	エンジニアリング事業担当兼商事事業担当 (株)東京衡機エンジニアリング 代表取締役社長
取 締 役	石 見 紀 生	管理本部長
取 締 役	石 渡 隆 生	D r e a m B r i d g e (株) 代表取締役
取 締 役	仮 屋 浩 一	(株)アークランド 代表取締役
取 締 役	藤 田 泰 三	
常 勤 監 査 役	鶴 見 孝	
監 査 役	水 川 聡	弁護士（祝田法律事務所） セメダイン(株) 社外監査役
監 査 役	玉 虫 俊 夫	
監 査 役	瀬 山 剛	公認会計士・税理士（港総合会計事務所）

- (注) 1. 取締役石渡隆生氏、仮屋浩一氏および藤田泰三氏は、社外取締役であります。なお、仮屋浩一氏および藤田泰三氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
2. 監査役瀬山剛氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役鶴見孝氏は、当社内の経理部門における経理業務の経験を有しております。
3. 監査役水川聡氏、玉虫俊夫氏および瀬山剛氏は、社外監査役であります。なお、水川聡氏、玉虫俊夫氏および瀬山剛氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役および監査役とは、それぞれ当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	5名	39,450千円	うち社外3名 7,950千円
監査役	4名	16,200千円	うち社外3名 6,750千円
合計	9名	55,650千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年5月26日開催の第99回定時株主総会において月額9百万円(年額108百万円)以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年2月24日開催の第88回定時株主総会において月額2百万円(年額24百万円)以内と決議いただいております。
3. 上記には、子会社の代表取締役を兼務して当社からは報酬等を支給していない取締役2名は含めておりません。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針

当社の取締役の報酬制度は当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するように設定し、個々の取締役の報酬は各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の報酬は、内規に基づき、株主総会で決議された報酬月額限度内で、世間水準および従業員給与の最高額との均衡を考慮して、原則として役位および担当職務・役割に応じた報酬比率で決定する。取締役の報酬は確定報酬を基本とし、月毎に固定額を金銭で支払うものとし、業績連動報酬または非金銭報酬を支払う場合は、その内容、算定方法、割合等について決定方針を定めるものとする。また、取締役に賞与を支給する場合は、会社の営業成績に応じて株主への配当および内部留保とのバランスを考慮したうえで、株主総会の決議を経て支給する。

取締役の人事、報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を向上させコーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るために、指名・報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬等に係る方針、各取締役の報酬額等に関する事項を審議して意見を具申するものとする。

取締役の報酬等は、原則として、年1回、定時株主総会後の取締役会にて、指名・報酬委員会の意見および会社の経営成績等を基に決定・見直しを行う。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取締役	石 渡 隆 生	13回中13回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外取締役として、取締役会の運営や議案、会社経営等に関し、適宜意見、発言等を行いました。
取締役	仮 屋 浩 一	13回中13回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外取締役として、取締役会の運営や議案、会社経営、稟議書の内容等に関し、適宜意見、発言等を行いました。
取締役	藤 田 泰 三	13回中13回	—	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、社外取締役として会社経営や取締役会の運営、稟議書の内容等に関し、適宜意見、発言等を行いました。

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
監査役	水 川 聡	13回中13回	17回中17回	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行いました。
監査役	玉 虫 俊 夫	13回中13回	17回中17回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行いました。
監査役	瀬 山 剛	13回中13回	17回中17回	公認会計士および税理士としての財務会計に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、独立した立場から監査役として取締役会の運営や議案、経営方針、会計に関する事項、内部統制、中国子会社の改善措置の実施状況等に関し、適宜意見、発言等を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
24,000千円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人の選定の方針および理由

当社監査役会は、監査役会で定めた会計監査人评价基準に照らし、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性・専門性、監査報酬見積額の水準等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。

(6) 監査役および監査役会による会計監査人の評価

当社の監査役および監査役会は、監査役会で定めた会計監査人评价基準に照らし、会計監査人との面談等を通して、その品質管理水準、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役・内部統制室とのコミュニケーションの状況等の観点から、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査を行っているかを総合的に評価しております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 監査役会には、J-SOXその他内部統制に見識のある常勤監査役を置くとともに、会計や税務、企業経営等の専門家を社外監査役に選任することで監査体制を強化し、取締役の職務執行の適法性を確保する。
 - ② 内部統制の品質向上を目的として、他の執行部門から独立した部門として、内部統制室を設置する。
 - ③ 内部統制室の下に、内部統制システムの整備・運用のため、各種委員会を設置する。
 - ④ 役員及び従業員に対し、コンプライアンスに関する研修等を行うことにより、知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ⑤ 会社に関わる法令について一定の知識を有する企業経営、法務、財務・会計、税務等に関する専門家を社外取締役に選任し、取締役会において、専門家としての指摘・意見を反映させること等により、ガバナンス体制の強化を図る。
 - ⑥ 内部統制室は、当社従業員並びに子会社の従業員に対し、当社の内部通報制度及び内部通報の窓口を設置し、適切な運営を図る。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、職務の執行に係る情報については、「ITシステム管理要領」及び「情報管理規程」に基づき適切かつ確実に閲覧及び利用可能な状態で保存・管理する。
 - ② 情報セキュリティに関する制度を構築し、情報の保存及び管理の適正性を高める。
 - ③ 「ITシステム管理委員会」を設置し、実効性のある情報セキュリティ体制を構築する。
 - ④ 情報セキュリティの専担組織を検討する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理規程」、「情報管理規程」等の規程を始めとして、定期的に規程の改訂を行う等、リスク管理への意識を高め、損失の危険に対するコントロールの容易な環境を整える。
 - ② ディザスタ・リカバリープラン、ビジネスコンティニューイティプラン、情

報セキュリティについても「ITシステム管理委員会」主導による体制整備を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、企業経営等に関する豊富な経験と知見を有する社外役員を複数名設置し、職務執行の状況を適宜把握できるようにすることで、監視体制の強化並びに職務執行の効率化を確保する体制とする。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する行動指針を定め、グループ各社の諸規程を整備する。
- ② 子会社の健全経営とグループ経営の強化を図るため、子会社管理規程を定め子会社管理の体制を整備し、グループ全体の業務を適正化するため内部統制体制の再構築を図る。

6. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社及びグループ各社の財務報告の適正性と信頼性を確保するために、金融商品取引法及び財務報告に係る内部統制に関する実務指針(意見書)に則り、文書化整備の推進により決算・財務処理プロセスにおけるコントロールの適正化を図る。

7. 反社会的勢力の排除に向けた体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力の排除に必要な社内体制を整備し、警察その他の外部機関と連携し、組織全体で毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を遮断する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が職務を補助する者を求めた場合は、必要に応じて、補助スタッフを置くこととし、当該スタッフの人事及び業務については、取締役と監査役で意見交換を行い独立性の確保に努める。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役及び監査役会が求める事項については適切かつ速やかに報告する。
- ② 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、会計監査人並びに内部統制室との連携体制を充実し、効果的な監査業務を実施する。
- ② 代表取締役社長は、監査役との定期的な意見交換を実施し、適切な意思の疎通を図る。
- ③ 常勤監査役の執務席を複数の拠点に設置し、実査の際は内部統制室と同行する等により、業務監査を行いやすく、かつ実効性のある体制を整備する。
- ④ 法務、財務・会計、税務等に関する専門家を社外監査役に選任し、監査役会及び取締役会において、専門家としての指摘・意見を反映させること等により、ガバナンス体制の強化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、当社グループにおける取締役の職務の執行が法令および定款に適合すること、並びに業務の適正を確保するために諸規程を整え、企業集団の業務の適正を確保するための体制を以下の通り継続的に整備し、運用してまいりました。

当連結会計年度も前連結会計年度に引き続き、内部統制システムの効率性と有効性を高め、当社の存続と継続的な発展に資することを目的に、「内部統制基本規程」、「内部監査規程」、「内部監査実施要領」、「ITシステム管理要領」等の関連諸規程および内部統制システムフローチャートについて所要の改訂を実施しました。当社グループの内部統制を強化し各種内部統制活動を推進するために設置している内部統制委員会については、内部監査委員会等の委員会のメンバー選定を審議・承認する権限を付与するなど、その役割を高めることといたしました。

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名に加え、社外監査役3名を含む監査役4名も出席の上で開催し取締役の職務執行を監督いたしました。

子会社の意思決定については、親会社である当社への事前稟議や当社取締役会における重要事項の審議等、重要性に応じて意思決定をすることとしており、子会社の適切な業務運営および実効性ある管理に努めました。

内部統制室は、内部統制システムの強化に向けて、文書化促進ツールを活用し、作業効率を高めながら、内部統制システムの有効性及び適正性を検証・評価し、その状況について毎月定期的に開催する内部統制委員会にて報告いたしました。また、当社グループのITネットワーク・システムの管理を向上させるために設置しているITシステム管理委員会及びその下のネットワーク・システム管理委員会において、実効性のある情報セキュリティ体制の整備を進めるとともに、ITシステムに関するグループ内の連携を強化いたしました。

さらに、中国子会社においては、不正の再発防止策の一環として、内部統制システムの整備・強化及び運用の定着を進め、内部統制システムの有効性及び適正性を検証・評価するとともに、定期的な社内研修の実施によりコンプライアンス意識の高揚を図りました。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国外への移動ができなかったものの、WEB会議システムを有効に活用することにより十分なコミュニケーションを確保することができました。

監査役会は、監査計画に則り、取締役および使用人の職務の執行状況等の監査を行うとともに、内部統制室との連携を密にし、定期的に内部統制室長から報告を受け、当社グループ全体の内部統制に係る情報の収集および運用状況の監視を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,233,919	流動負債	1,532,135
現金及び預金	990,896	支払手形及び買掛金	657,922
受取手形及び売掛金	1,566,778	短期借入金	212,670
電子記録債権	79,870	1年内返済予定の長期借入金	286,493
商品及び製品	187,796	リース債務	17,983
仕掛品	325,051	未払法人税等	38,141
原材料及び貯蔵品	117,506	前受金	103,284
その他	77,263	賞与引当金	42,186
貸倒引当金	△111,244	資産除去債務	2,100
		その他	171,354
固定資産	1,234,351	固定負債	894,422
有形固定資産	1,065,249	長期借入金	353,591
建物及び構築物	144,975	再評価に係る繰延税金負債	152,880
機械装置及び運搬具	56,589	退職給付に係る負債	344,684
工具器具及び備品	56,598	リース債務	30,470
土地	802,422	資産除去債務	945
建設仮勘定	4,664	その他	11,851
無形固定資産	15,867	負債合計	2,426,557
ソフトウェア	14,766	純資産の部	
その他	1,100	株主資本	1,672,043
投資その他の資産	153,234	資本金	2,713,552
投資有価証券	12,389	資本剰余金	200,233
保険積立金	15,953	利益剰余金	△1,237,912
繰延税金資産	116,225	自己株式	△3,830
破産更生債権等	180,524	その他の包括利益累計額	369,669
その他	15,777	その他有価証券評価差額金	35
貸倒引当金	△187,635	土地再評価差額金	346,323
		為替換算調整勘定	23,310
資産合計	4,468,270	純資産合計	2,041,712
		負債及び純資産合計	4,468,270

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 価		8,321,187
売 上 原 価		7,040,150
売 上 総 利 益		1,281,037
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		940,990
営 業 利 益		340,046
営 業 外 収 益		27,719
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,091	
助 成 金 収 入	10,725	
そ の 他	15,901	
営 業 外 費 用		43,437
支 払 利 息	20,655	
為 替 差 損	5,243	
そ の 他	17,539	
経 常 利 益		324,328
特 別 利 益		31,993
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	1,033	
債 務 勘 定 整 理 益	30,960	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		356,321
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	61,526	
法 人 税 等 調 整 額	△8,398	53,127
当 期 純 利 益		303,193
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		303,193

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月21日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 若 尾 典 邦 ⑩
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 藤 浩 司 ⑩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京衡機の2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京衡機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. [重要な後発事象に関する注記] (重要な資本の減少)に記載されているとおり、会社は、2021年4月14日開催の取締役会において、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を2021年5月27日開催予定の第115回定時株主総会に付議することを決議した。
2. [重要な後発事象に関する注記] (重要な設備投資)に記載されているとおり、会社は、2021年2月25日開催の取締役会において、固定資産(不動産)を取得することを決議し、同日付で不動産売買契約を締結し、2021年3月25日付で引渡しを完了した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	840,064	流動負債	602,605
現金及び預金	169,249	買掛金	188,157
売掛金	600,246	短期借入金	125,000
短期貸付金	406	1年内返済予定の長期借入金	229,976
前払費用	3,693	リース債務	10,124
未収入金	44,000	未払金	6,520
その他の貸倒引当金	23,464	未払費用	3,375
	△997	未払法人税等	20,589
		賞与引当金	3,820
固定資産	1,036,157	資産除去債務	2,100
有形固定資産	679,146	その他の	12,943
建物	19,519	固定負債	326,831
工具器具備	6,310	長期借入金	137,253
土地	649,422	退職給付引当金	11,470
建設仮勘定	3,894	再評価に係る繰延税金負債	152,880
		リース債務	23,428
無形固定資産	4,168	その他の	1,800
ソフトウェア	4,168		
投資その他の資産	352,842	負債合計	929,437
投資有価証券	12,389	純資産の部	
関係会社株式	241,193	株主資本	600,425
出資金	180	資本金	2,713,552
長期貸付金	87,000	資本剰余金	200,233
破産更生債権等	131,354	資本準備金	200,233
借家敷金	6,487	利益剰余金	△2,309,529
保険積立金	15,953	その他利益剰余金	△2,309,529
長期営業債権	7,111	繰越利益剰余金	△2,309,529
繰延税金資産	51,670	自己株式	△3,830
リース投資資産	24,959	評価・換算差額等	346,358
その他の	8	その他有価証券評価差額金	35
貸倒引当金	△225,465	土地再評価差額金	346,323
		純資産合計	946,784
資産合計	1,876,221	負債及び純資産合計	1,876,221

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年3月1日から
2021年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,799,106
売上原価	4,430,565
売上総利益	368,540
販売費及び一般管理費	216,692
営業利益	151,848
営業外収益	103,257
受取利息及び配当金	47,461
貸倒引当金戻入額	55,116
その他の	680
営業外費用	20,972
支払利息	18,734
その他の	2,238
経常利益	234,133
税引前当期純利益	234,133
法人税、住民税及び事業税	△2,781
法人税等調整額	△18,600
当期純利益	255,515

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月21日

株式会社東京衡機
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 尾 典 邦 ㊞

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐 藤 浩 司 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京衡機の2020年3月1日から2021年2月28日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. [重要な後発事象に関する注記] (重要な資本の減少) に記載されているとおり、会社は、2021年4月14日開催の取締役会において、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を2021年5月27日開催予定の第115回定時株主総会に付議することを決議した。
2. [重要な後発事象に関する注記] (重要な設備投資) に記載されているとおり、会社は、2021年2月25日開催の取締役会において、固定資産（不動産）を取得することを決議し、同日付で不動産売買契約を締結し、2021年3月25日付で引渡しを完了した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、下記のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に、代表取締役、各取締役との面談を行い、経営計画の進捗状況を確認するとともに監査上の課題等に関する意見及び情報の交換を行いました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。但し、グループ内部統制については、改善が図られているものの、海外子会社の効率的な職務運用及びリスク管理の更なる強化に向けて引き続き監視及び検証してまいります。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役及びアスカ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月21日

株式会社東京衡機 監査役会

常勤監査役	鶴見	孝	ⓐ
社外監査役	水川	聡	ⓑ
社外監査役	玉虫俊夫	夫	ⓒ
社外監査役	瀬山	剛	ⓓ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の本店事務所は、従前より他社から賃借しておりますが、中長期的な視点から、固定的な経費を圧縮し財務基盤を強化していくために、自社所有の不動産に本店を移転することを目的に、現行定款第3条に定める本店所在地を「東京都千代田区」から「神奈川県相模原市」に変更するものであります。なお、本変更は2021年（令和3年）12月31日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日に効力を生ずるものとし、その旨の附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (省略) (本店の所在地)	第1条～第2条 (現行どおり) (本店の所在地)
第3条 当社は、本店を <u>東京都千代田区</u> に置く。	第3条 当社は、本店を <u>神奈川県相模原市</u> に置く。
第4条～第49条 (省略) (新設)	第4条～第49条 (現行どおり) <u>附 則</u> 第3条の規定変更は、令和3年12月31日までに開催される当会社の取締役会において決定する本店移転日に効力を生ずるものとし、本附則はその効力発生日経過後、これを削除する。

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、早期復配の実現を見据え、株主還元を含む今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えて繰越利益剰余金の欠損填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2021年2月28日現在の資本金2,713,552,013円のうち、2,213,552,013円を減少して500,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月1日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2021年2月28日現在の資本準備金200,233,582円のうち、95,977,906円を減少して104,255,676円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2021年7月1日

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金2,309,529,919円全額を繰越利益剰余金に振り替えて欠損填補に充当いたしたいと存じます。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 2,309,529,919円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 2,309,529,919円

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役水川聡氏および玉虫俊夫氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	みずかわ さとし 水川 聡 (1979年11月29日生) 社外監査役候補者	2004年10月 弁護士登録 2011年7月 祝田法律事務所 2012年1月 同事務所パートナー（第一東京弁護士会所属） 現在に至る 2017年5月 当社監査役 現在に至る 2017年6月 セメダイン(株) 社外監査役 現在に至る	0株
1	<p>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】</p> <p>水川聡氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な知識と見識を有し、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水川聡氏は、祝田法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は、同事務所に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しておりますが、法律顧問としての役務は当該他の弁護士から提供を受けており、また、取引額は僅少です。その他に水川聡氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 当社は水川聡氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、その効力は継続されます。 水川聡氏の再任が承認された場合、当社は、(株)東京証券取引所に対して、引き続き同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 水川聡氏の当社の社外監査役としての在任期間は約4年であります。 当社は、保険会社との間で、すべての監査役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、水川聡氏が再任された場合は、引き続き被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は本年10月に更新する予定であります。 2017年7月に、当社連結子会社の無錫三和塑料製品有限公司において、元役員員による不正行為が行われていたことを公表しておりますが、当該不正行為は、水川聡氏の就任前に行われていたものでした。水川聡氏は、不正行為に関する調査委員会の委員として、調査および再発防止策の提言を行い、再発防止に向けた当社の取組みを確認する等、その職責を果たしております。 		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
	たま むし とし お 玉 虫 俊 夫 (1955年 3月 31日生) <u>社外監査役候補者</u>	1977年 4月 ㈱ダイエー入社 2005年 5月 ㈱十字屋 代表取締役社長 2006年 4月 ㈱オレンジフードコート 代表取締役社長 2008年10月 ㈱マルシェ 代表取締役社長 2010年 5月 ㈱ダイエー 取締役執行役員総務人事本部長 2015年 5月 ㈱イオンリテール 常勤監査役 2015年 5月 ㈱イオン九州 非常勤監査役 2017年 5月 当社監査役 現在に至る	0株
2	<p>【社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由】 玉虫俊夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで、当社においても、独立した立場から合理的かつ適切に社外監査役の職務を遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【その他特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉虫俊夫氏と当社との間に特別の利害関係はございません。 当社は玉虫俊夫氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、その効力は継続されます。 玉虫俊夫氏の再任が承認された場合、当社は、㈱東京証券取引所に対して、引き続き同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。 玉虫俊夫氏の当社の社外監査役としての在任期間は約4年であります。 当社は、保険会社との間で、すべての監査役を被保険者として全額当社の費用負担にて役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、玉虫俊夫氏が再任された場合は、引き続き被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は本年10月に更新する予定であります。 2017年7月に、当社連結子会社の無錫三和塑料製品有限公司において、元役員による不正行為が行われていたことを公表しておりますが、当該不正行為は、玉虫俊夫氏の就任前に行われていたものでした。玉虫俊夫氏は、再発防止に向けた当社の取組みを確認する等、その職責を果たしております。 		

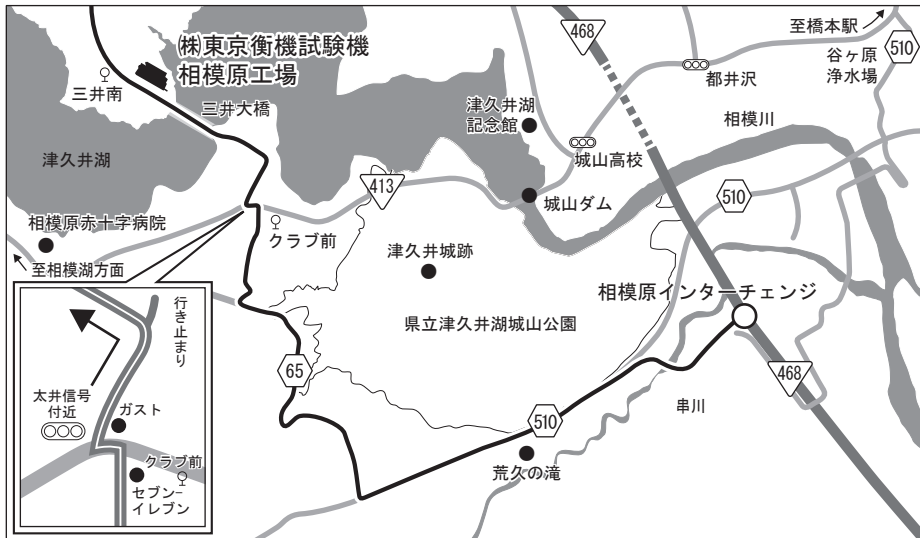
以 上

<メモ欄>

〈メモ欄〉

会場ご案内図

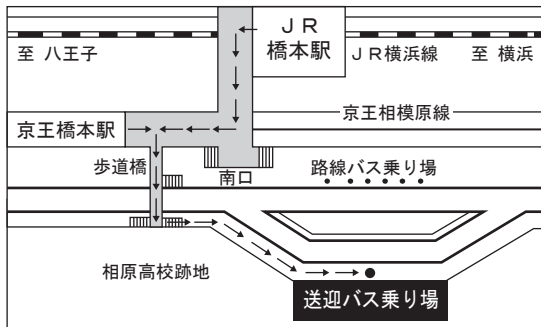
神奈川県相模原市緑区三井315番地
株東京衡機試験機 相模原工場 会議室
電話 042 (780) 1650



【橋本駅南口】 送迎バスのご案内

当日は送迎バスを
運行いたします。

◇発車時刻◇
12:00出発予定



交通機関のご案内

JR横濱線・京王線：「橋本駅」から神奈川中央交通バスにて30分
(神奈川中央交通バス)

- ①橋本駅北口1番乗り場「01系統・三ヶ木」行「クラブ前」下車 徒歩15分
- ②橋本駅北口1番乗り場「09系統・上中沢・三井経由 三ヶ木」行「三井南」下車 徒歩1分

お車をご利用の場合

圏央道「相模原インターチェンジ」より約15分